

43. 被疑者・被告人となった障害者等へ福祉と司法が 協働支援するための課題抽出と支援ツールの開発

- 新名 雅樹 (弁護士法人岡山パブリック法律事務所 社会福祉士)
- 尾崎 力弥 (弁護士法人岡山パブリック法律事務所 社会福祉士)
- 伊藤 清郁 (弁護士法人岡山パブリック法律事務所 社会福祉士)
- 青井 由利亜 (弁護士法人岡山パブリック法律事務所 社会福祉士)
- 井上 雅雄 (弁護士法人岡山パブリック法律事務所 弁護士)
- 藤井 嘉子 (弁護士法人岡山パブリック法律事務所 弁護士)

【研究目的】

判断能力が低下した障害者や高齢者等（以下、「障害者等」と言う。）が、刑事事件により被疑者・被告人となった場合、福祉職の刑事手続における関与や支援は未だ不十分である。一方、弁護士等の司法関係者はその障害者等に福祉支援が必要と捉えても、福祉制度が理解しづらく協働方法も確立できていない。そこで、福祉と司法の協働の課題を明らかにし、協働のためのツールの開発を行い、被疑者等となった障害者等への具体的な支援方法の確立を目指す。

【研究の必要性】

判断能力や意思能力が低下した障害者等が、何らかの罪を犯したとき、福祉と司法が連携を取れていない状況がある。障害者等が刑事事件の被疑者・被告人となった場合、支援していた福祉職は突然、その障害者等の所在も分からず、連絡すらつかなくなる状態となることがある。特に逮捕・勾留されて以降、障害者等が自らの支援者を十分に認識できていない場合に福祉職との音信不通な状態が発生しやすい。さらに、福祉職は刑事手続における被疑者・被告人の処分の流れについて元来知識が十分ではない。また、その障害者等に国選弁護人等が選任されていても、警察や検察、弁護人側の個人情報保護方針により誰がどのように関わっているのかなどの情報は開示されにくく、支援を協働すべき弁護人と福祉職が互いに存在を認識できないため、協働が困難な状況が発生している。

一方、被疑者・被告人となった障害者等に関わる弁護士や検察官等の司法関係者は、当該障害者等が発達障害や認知症を有していても、障害によってはそれ自体に気づかないことも多い。また、司法関係者は、障害に気づいた段階で社会福祉の支援が必要と捉えても、現行の社会福祉制度が複雑多岐なことや福祉支援へと繋ぐネットワークを持ち合わせていないことから、支援に関する情報の理解や実際の支援方法に結びつきにくいまま、刑事手続や裁判が進行する状況も多い。しかも、裁判においては、障害者等本人が自らの置かれた状況や障害について十分に説明できないことから、裁判官や検察官にその障害や福祉的

支援への理解がなされないため、その障害者等の刑事処分に関して、様々な不利益が増大する事が多いのが現状である。そのため、弁護人となる弁護士が社会福祉制度や福祉的支援の理解し、福祉職と協働することは重要である。また、微罪処分や不起訴等で釈放となっても、弁護士と福祉職の協働がなければ、その障害者等の再犯防止を踏まえた地域生活への対応が十分に行えない可能性が高く、結果として再犯を繰り返している現状がある。

そこで、本研究では、被疑者・被告人となった障害者等の様々な支援に向けた福祉職と弁護士等の司法関係者の協働の課題を明らかにし、協働のためツールの開発を行い、被疑者等となった障害者等への具体的な支援方法の確立を目指すことを目的とする。

【研究計画および方法】

1. 福祉職と司法関係者間での障害者等の支援に関する情報の共有と支援における課題の提起を目的とした研究会の実施

研究会については、平成26年11月を初回開催として、2ヶ月に1回を基準として5回程度の開催を予定する。参加者については、司法関係者として岡山弁護士会所属の弁護士、岡山保護観察所、更生保護施設（自立準備ホームを含む）、地域定着生活支援センター等、福祉職として岡山市内の障害者相談支援専門員、地域包括支援センター職員等から有志を募り、各回20名～30名程度の参加を見込んでいる。各回ともに2時間程度を予定し、1回から3回目までは福祉側と司法側それぞれから実際に対応した事件の発表を行い、グループワークを行う。KJ法など実施しながら、情報共有の困難な点、どのような情報が共有されればよいかなどをおおまかに整理する。4回目以降は後述の情報共有ハンドブックを使用した意見交換などを実施予定である。

またこの研究会を通じて、参加者間の実務上の知識の共有や、スキルアップならびにネットワークの強化を図る。

2. 研究会で提起された課題の再整理、社会資源等情報の精査、先駆的取組の学習

本研究の研究チームと研究会の有志若干名により、研究会で提起された課題等を再度整理し、岡山県内における福祉、司法それぞれの具体的な社会資源等の情報の精査を行う。

また、国内での福祉と司法の協働による刑事事件への先駆的支援について調査を行った上で、学習会を開催し岡山県内における実施可能な取組に向けた検討などを行う。

3. モデル的に個別事件において、福祉職と司法関係者が協働して支援を行う

2を踏まえ、効果的な支援を行うべく、実際の事件において協働を試行的に行う。具体的には弁護士から依頼のあった案件について、福祉職がその支援に加わり、被疑者・被告人の支援にあたる。そのプロセスや結果について、研究チームにてとりまとめと検討を行う。

4. 福祉職と司法関係者の協働支援ツールの開発に向けた「支援ハンドブック」の作成と配布

2. 3で整理された課題や社会資源の情報をハンドブックとして作成し、岡山弁護士会

や岡山県社会福祉士会を通じて配布を行う。作成時期は平成27年5月頃を予定している。

5. ハンドブックの実際の使用に関する意見等の整理および今後の課題抽出

ハンドブックの情報等を元にした支援例の収集やハンドブックの利用に関する意見等を聴取し、1. の研究会で報告を行う。また本研究チームにて研究会やハンドブック使用者からの事例や意見を取りまとめ、今後の協働や支援のあり方、新しい支援ツールの開発に着手する。

【実施内容・結果】

1. 福祉職と司法関係者間での障害者等の支援に関する情報の共有と支援における課題の提起を目的とした研究会の実施

本研究開始以前より、岡山県内では任意団体「高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク懇談会（通称：ネット懇）」と呼ばれる組織的活動が様々な職種により権利擁護実践として行われており、本研究における福祉職と弁護士との連携が行いやすい状態であった。こうした中、障害者支援を行う福祉職から担当の障害者の被疑者段階での対応の課題について相談があり、2014年5月から、岡山パブリック法律事務所の所属弁護士、社会福祉士の呼びかけで、岡山県内の弁護士や様々な福祉・医療関係者等による合同の勉強会が開始された。

勉強会は2ヶ月に1回程度の定期開催とし、司法と福祉が関連する多様な課題について、講師を招き、8回開催した。勉強会は各回ともに20名～40名程度の参加が見られ、司法と福祉の連携への関心の高さが伺われた。そして、勉強会を進める中で、刑事事件を起こした高齢者や障害者の支援には、司法、福祉、医療などの専門職が互いに司法と福祉についての共通知識を持って連携する必要があることが明らかとなった。

2. 研究会で提起された課題の再整理、社会資源等情報の精査、先駆的取組の学習

ここ数年で日本弁護士連合会と日本社会福祉士会との協働モデル事業による障害者等への被疑者・被告人段階における具体的支援が開始された。しかし、岡山県では刑事事件における司法と福祉の協働実践がまだ少ない状況である。本研究も協働実践の一助を目指しており、本研究の調査員による協働モデル事業の報告書の精査や研修会への参加を行ない、司法関係者と福祉職の連携のあり方や連携に必要な知識の共有などについて複数の課題が挙げられた。

特に共同モデル事業等の先駆的事业や報告書からは、各専門職間の専門的知識等の共有や獲得、連携時の情報ツール等の開発、また連携時に発生する報酬に関する担保の課題などが山積していることが確認された。

3. 福祉職と司法関係者の協働支援ツールの開発に向けた「支援ハンドブック」の作成と配布

本研究に関わる勉強会や全国的な協働モデル事業の状況などから、岡山県において司法関係者と福祉職それぞれの専門職が知識を共有できるツールが必要であるとして、「支援ハンドブック」（以下、ハンドブック）の作成に着手することとなった。具体的手法として、岡山県内の司法、福祉、医療等のさまざまな専門職が2014年10月以降、毎月1回の研究会の開催および研究員を中心としたプロジェクトチームによる研究会、合計22回の検討を行った。

そして、ハンドブック作成の議論の中で以下の4つの課題が明らかとなった。

- ① 司法分野、福祉分野、互いの専門用語がわかりづらい
- ② 法律や制度、実際の仕組みについて、相互に理解できていない
- ③ ①、②の結果として情報共有や連携が取りづらくなっている（①②③）
- ④ 福祉職と司法関係者が職能団体レベルで協働体制を確立する必要がある

（①②③）岡山県内では、司法福祉の連携は始まっているものの、専門職間で互いの基礎知識の獲得から開始しなければならない状況が確認された。例えば、司法関係者側からすれば「障害者総合支援法は聞いたことがあるが、相談支援専門員とはなにをするのか」、一方福祉側は「当番弁護士と国選弁護人はなにが違うのか」といった、極めて基本的な用語や制度について相互理解が進んでおらず、司法と福祉の連携方法を議論する以前にそれらの概念をそれぞれ整理する必要があることが確認された。そこで、ハンドブックでは、具体的な事例を最初に挙げた上で、それぞれの専門領域の制度や実務上の仕組みを丁寧に解説し、その上で連絡先の共有や連携方法を記載することとした。結果、100ページを超えるハンドブックの完成となった。なお、ハンドブックについては1000部印刷を行い、岡山県内の弁護士、障害者支援関係者、司法や福祉の関連団体等に無償にて配布予定である。

（④）個別事案についての連携実践を積み上げ、実践を広げていくためには、職能団体レベルでの協働体制が欠かせないことが確認された。そこで、岡山弁護士会と岡山県社会福祉士会に対して、福祉職と司法関係者が協働するための体制確立へむけた要望・申し入れを行った。その結果として、岡山県社会福祉士会において司法福祉に取り組む部会としての「リーガルソーシャルワーク（司法福祉）部会」が設置され、その後、岡山弁護士会と岡山県社会福祉士会での連携にむけた協議が行われており、協働体制の整備に向けた取り組みが開始された。

【考察と今後の課題】

ハンドブック作成のみでは岡山県内における司法と福祉の協働による具体的な支援が確立されたとはいえない状況である。前述した日本弁護士連合会と日本社会福祉士会による障害者等への被疑者・被告人段階における具体的支援のモデル事業はすでに検証段階にあり、岡山県内においても、このモデル事業をもとに、岡山県内の各専門職等が参画可能な具体的方法を確立し、実証していくことが必要である。

例えば、弁護士と相談支援専門員が互いにどのように連絡を取ることが可能なのか、ど

のような部分で支援が困難になりやすいのか、今後はどのような情報共有が必要なのかなど、実際の刑事事件を通じての検証作業が求められている状況である。さらに、ハンドブックには掲載できなかったが、支援にあたって各専門職が情報共有するためのシート作成など、実務に必要なツールの開発も検証が必要と考えられ、引き続き研究の継続を行う予定である。

なお、ハンドブック作成の企画段階では障害者を対象とした内容となったが、高齢者の刑事事件への対応を今後どのように取り扱うか議論がなされた。これについては福祉職側の支援者の数が多く（地域包括支援センターやケアマネジャーなど）、限られた時間の中で十分な議論を取りまとめることが困難と考え、議論の結果、本研究では障害者支援を主軸にハンドブックの作成を行うこととなった。しかし、今後はハンドブックをもとに高齢者の刑事事件に対する支援も検討を進める必要性は十分に認識されており、引き続き研究を行う予定である。

なお、研究計画としていた「モデル的に個別事件において、福祉職と司法関係者が協働して支援を行う」ことについては、個別の事件への実証を行うことはできなかった。しかし、本研究がきっかけとなり、岡山弁護士会と岡山県社会福祉士会間での高齢者・障害者等への刑事司法における支援の組織間連携の具体的な協議が開始された。これは日本弁護士連合会と日本社会福祉士会の共同モデル事業等を踏まえた新しい「岡山モデル」とも言える連携スキームの構築を目指しており、本研究やハンドブックの活用が望まれているところである。

また、刑事司法と福祉支援に限らず、司法と福祉の連携においては、路上生活者や DV 被害者などさまざまな人も支援の対象と考えられる。本研究やハンドブック作成を契機に、岡山県内の司法、福祉、医療等に携わる多くの専門職、また地域を支える全ての人々が司法福祉にかかわることができるよう、今後は本研究に関わった専門職にて構成された「おかやま司法福祉ネット」を通じてさらなる提案や具体的な支援につなげていく予定である。

【経費使途明細】

使途内容	金額
研修会会場費（研修会 8 回）	40,800 円
交通費・駐車場代（定例会 10 回）	11,200 円
調査員派遣費（調査員 4 名）	39,720 円
印刷代	206,280 円
消耗品費（文房具、茶菓子）	3,580 円
合計	301,580 円
大同生命厚生事業団助成金	300,000 円